

第 2 次米子市行財政改革大綱
(平成 2 2 年度 ~ 平成 2 6 年度)

米子市

平成 2 2 年 3 月 1 9 日

目次

第2次米子市行財政改革大綱 体系図・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

第2次行財政改革大綱の背景・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

1 これまでの行財政改革の検証・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

2 本市が抱える課題と行財政改革の必要性・・・・・・・・ P 3

第2次行財政改革大綱の基本的考え方・・・・・・・・ P 4

1 改革の目的・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4

2 改革の基本的視点・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

3 改革の目標・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6

改革の柱と推進項目・・・・・・・・ P 7

1 行政運営の改革・・・・・・・・ P 7

2 財政運営の改革・・・・・・・・ P 10

3 組織改革・人材育成・・・・・・・・ P 14

4 市民との協働によるまちづくりの推進・・・・・・・・ P 15

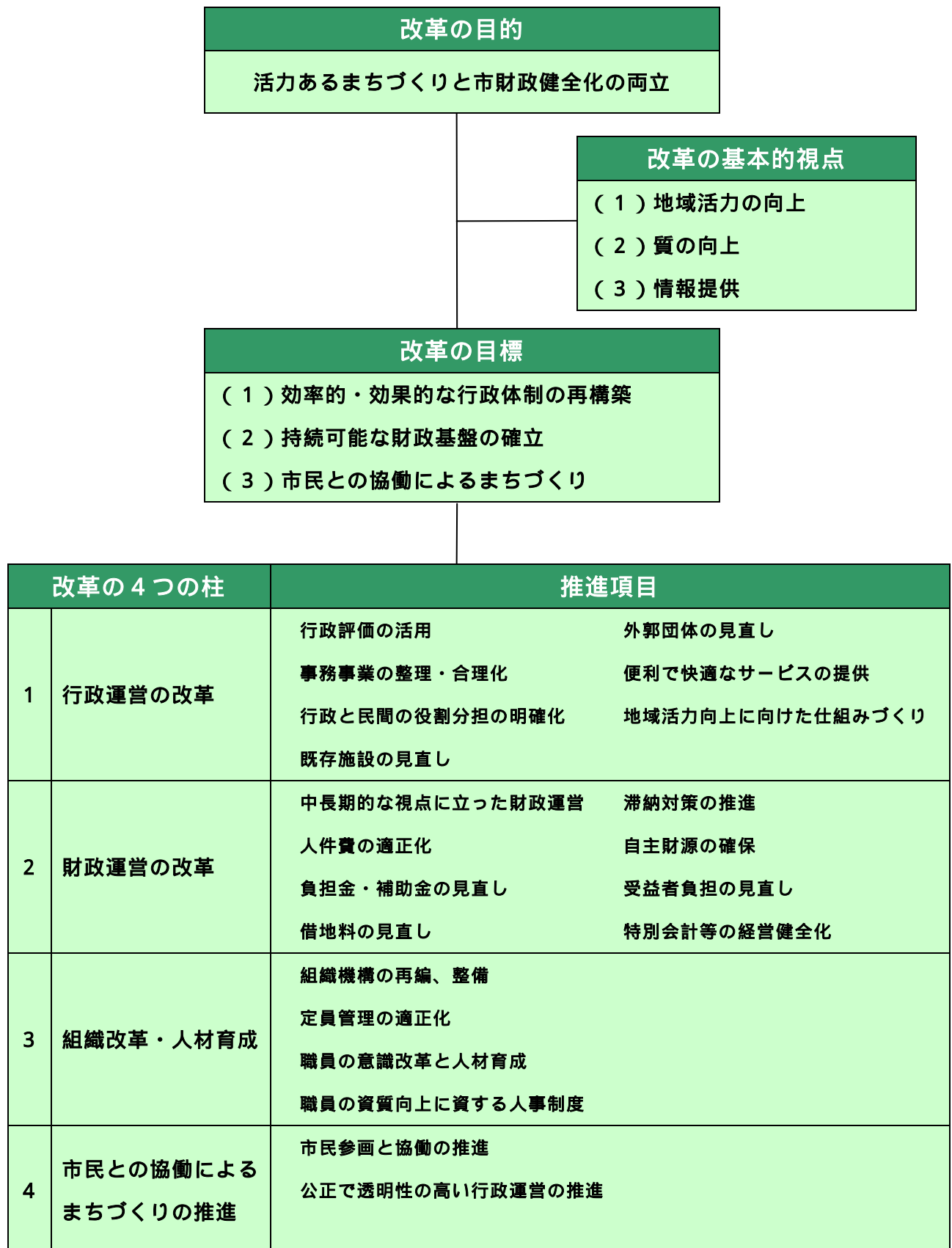
実施期間等・・・・・・・・ P 17

1 実施期間・・・・・・・・ P 17

2 実施計画の策定・・・・・・・・ P 17

3 推進体制と進行管理・・・・・・・・ P 17

第2次米子市行財政改革大綱 体系図



第2次行財政改革大綱の背景

1 これまでの行財政改革の検証

本市は、平成17年3月の合併から6年目を迎えようとしています。

この間、本市の財政状況は、合併のスケールメリットによる一定の効果が認められるものの、生産年齢人口（15歳～64歳）の減少等による市税収入の低迷、生活保護費をはじめとする社会保障費や過去の建設事業で借り入れた市債等の償還金などの歳出の増加に加え、財政調整基金等の枯渇など、厳しい財政状況が続く見通しとなり、平成18年3月に第1次行財政改革大綱及び同実施計画を策定して、平成21年度までの行財政改革の取組を着実に推進してきたところです。

この結果、平成17年度時に見込んだ収支不足額が解消されるとともに、危惧していた財政赤字を回避することができました。

しかしながら一方で、国の三位一体の改革や平成20年秋からの世界的な景気動向の変化は、本市の財政運営に深刻な影響を与えています。三位一体の改革では、当初に地方自治体が期待したほどの税財源移譲が進まない中で、国庫補助負担金の廃止・縮減や地方交付税の一体的な見直しが確実に進んでいます。

また、市の貯金に相当する財政調整基金の額は、平成16年度の約4億円に対して、平成20年度は約5億円であり、依然として枯渇状況が改善されておらず、平成21年度予算においても引き続き厳しい財政運営を余儀なくされています。

したがって、行財政改革によって得られた財政効果は、この間の収支不足解消に大きく貢献していますが、本市の財政運営にゆとりをもたらすまでには至っていないのが現状です。

規模を大きくすることによって得られる利益。市町村合併においては、事務事業の整理・統合によって施設や職員に余力が生じ、全体での歳出削減やより多くのサービス提供の機会が生まれる。

道路、公園や学校などの公共施設整備の際に、その財源として市が借りる借金。

年度間の財源の不均衡を調整するために設けられる基金（市の貯金）。

国と地方公共団体の行財政システムに関する3つの改革、(1)国庫補助負担金の廃止・縮減 (2)税財源の移譲 (3)地方交付税の一体的な見直し、のこと。

2 本市が抱える課題と行財政改革の必要性

第1次行財政改革大綱では、職員の定員適正化や民間委託の推進など長期的展望に立った取り組みを行う一方で、当面の財政危機を回避するため、各種の支出削減や事業抑制などの緊急避難的な取り組みも行ってきました。

こうした削減・抑制を主体とした「減量型」の取り組みは、市財政の収支不足の改善に大きく貢献していますが、短期的にはややもすると本市全体の活力を弱める方向にも作用し、米国のサブプライム問題に端を発した世界経済の急速な冷え込みの影響と相まって、地域経済や市民の暮らしの元気を失わせる方向となっている面は否めません。

また、経済の急速な冷え込みは大幅な税収減を引き起こし、本市の脆弱な財政基盤を一層弱体化させる要因となっています。

一方で、高齢化社会の進展による社会保障費の増加は今後も続くことが予想されるとともに、社会構造の変化に伴う価値観やライフスタイルの変化が市民ニーズの多様化をもたらすなど、行政を取り巻く環境は刻々と変化しています。

このような状況においても、本市は市民の暮らしの元気を削ぐことなく、市民に必要な施策を適切に推進するという行政本来の責務を果たさなくてはなりません。

そのためには、今後も限られた財源や資源を最大限に活用し、市民に必要なサービスの維持・向上と、新たな課題やニーズに迅速かつ的確に対応できる、持続可能な行財政基盤の確立に向けて、更なる行財政改革に取り組んでいく必要があります。

地方公共団体が行う業務を民間企業などが受託して行うこと。業務の最終責任は市が負うが、業務の実務の多くは受託企業の判断に委ねられる。

信用度の低い人向けのローン。平成19年夏頃から米国の住宅ローン返済の延滞率が上昇しはじめ、住宅バブルがはじけると同時に、この証券を組み入れて世界中に販売された金融商品の信用劣化が起こり、世界金融危機の発生を招いた。

第2次行財政改革大綱の基本的考え方

1 改革の目的

第2次行財政改革大綱では、第1次行財政改革大綱の取り組みの成果や課題を踏まえ、急激に変化した現在の社会経済環境の中で、改めて本市がどのような状況にあり、今後何をすべきかを的確に捉え、向かうべき方向性を見据える必要があります。

これまでも、行財政改革における基本的な考え方は、単なるコストカットを行うのではなく、「成長・拡大」の時代の終焉や本格的な少子高齢化社会の到来といった社会環境に対応して、従来に行財政運営のあり方を根本から問い直し、限られた行財政資源を最大限活用しながら、効率的で効果的な市政運営を行うことでした。

また、行政情報を市民へ積極的に提供することによって、行財政改革の必要性の認識を市民と共有するとともに、当面の課題や進捗状況を明らかにするなど常に市民が安心感を持てるような取り組みが求められてきました。

こうした基本的な考え方はこれからも継承していくことはもちろんですが、今後は絞ったタオルを更に絞っていくような減量を主体とした行財政改革から、市財政のみならず、本市全体の活力の向上も意識した行財政改革へとステップアップしていく必要があります。

このような認識のもとで、本市の総合計画（新米子市総合計画・米子いきいきプラン）の推進に必要な強固な財政基盤を確立するとともに、本市の活力あるまちづくりを推進するため、改革の目的を「活力あるまちづくりと市財政健全化の両立」とします。

【改革の目的】

活力あるまちづくりと市財政健全化の両立

2 改革の基本的視点

改革の目的を達成するにあたり、「地域活力の向上」「質の向上」「情報提供」の3つの基本的視点を踏まえながら取り組みます。

(1) 地域活力の向上

(2) 質の向上

(3) 情報提供

(1) 地域活力の向上

定住対策、雇用安定策、地域経済活性化策などと連動させながら、本市全体の活力の向上につながる仕組みづくりを行います。

(2) 質の向上

職員の意識改革を進めるとともに、多様な主体との連携・協働や優先度の高い事業への重点化などによるサービスの質的向上を目指します。

(3) 情報提供

行財政に関する情報を市民に積極的に提供し、公正で透明性の高い行政運営を推進します。

3 改革の目標

改革の目的を達成するため、次の3つの目標を掲げます。

- (1) 効率的・効果的な行政体制の再構築
- (2) 持続可能な財政基盤の確立
- (3) 市民との協働によるまちづくり

(1) 効率的・効果的な行政体制の再構築

限られた財源や資源を最大限活用し、社会経済環境の変化に対応した的確な市民サービスを提供するため、効率的・効果的な行政体制に向けた再構築を推進します。

また、市民の目線を大切にし、市民サービスの質的向上を旨とするとともに、職員の意識向上を図ります。

(2) 持続可能な財政基盤の確立

中長期的な視野に立って、徹底した歳出の抑制と歳入の確保に取り組み、長期にわたり持続可能な財政基盤の確立を図ります。

(3) 市民との協働によるまちづくり

市民との情報の共有化を推進し、透明性の高い行政運営を行うことで、市民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しつつ、パートナーとして、ともに手を携えてまちづくりを担っていける環境を整備します。

改革の柱と推進項目

改革の目標を達成するため、「行政運営の改革」「財政運営の改革」「組織改革・人材育成」「市民との協働によるまちづくりの推進」の4項目を柱として改革に取り組みます。

1 行政運営の改革

本市はこれまで、市民に必要なサービスを確実に提供していくために、厳しい財政状況のもと、本市の施策や制度について検証しながら、見直すべきところは積極的に見直しを図ってきました。

今後も引き続き、既存の事務事業の整理・合理化に努めるとともに、行政と民間の役割分担と責任の所在を明確にして、サービス水準や費用対効果などの検討を行いながら、適切な民間委託や指定管理者制度を推進します。

また、既存施設についても、その在り方の方針を明確にしながら、個々の施設について適切な見直しを推進します。

(1) 行政評価の活用

改革の源となる監視機能として行政評価システムの充実を図るとともに、評価結果を行政運営に適切に反映します。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
行政評価システムの再構築	施策評価、事務事業評価及び外部委員によって実施している公共事業評価の体系化を図り、併せて外部評価の在り方を含めた行政評価システムの再構築を行う。

地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理運営について、営利企業やNPO法人など法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。本市では平成18年度から実施中。

行政の活動を大きく「(1)政策：まちづくりの基本的な方針 (2)施策：実現に向けたさまざまな目標 (3)事務事業：実現に向けた実際の仕事」に分類し、この内の施策について内部評価する仕組み。平成20年1月から試行を実施。

上記の事務事業について内部評価し、その結果を予算編成や事務事業の見直しに反映させようとする仕組み。平成15年度から実施中。

市が実施する公共事業に関し、事業着手前及び事業着手から一定期間が経過した段階において、事業の必要性や効果等を外部委員によって客観的に評価し公表することにより、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の向上を図る制度。

(2) 事務事業の整理、合理化

事務事業の見直しに当たっては、社会経済状況の変化に応じた事務処理手法等の見直しを進めるとともに、事務事業評価を活用し、行政関与の必要性、受益と負担の公平性の確保、行政効率等を十分精査しながら、整理・合理化に向けた積極的な見直しを推進します。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
保育所事務システムの導入	保育所入退所管理や保育事務管理、保育所運営費管理事務等について電子システム化を行う。
GIS(地図情報土地評価システム)の導入	固定資産税の評価作業にGISシステムを導入し、課税の公平・適正化を図る。

(3) 行政と民間の役割分担の明確化

行政と民間の役割分担を明確にし、市が現在提供しているサービスでも、民間事業者等に委ねた方がより効率的、効果的なものについては、サービス水準や費用対効果、定員管理や組織改革等の関連など、総合的な見地から検討を行いながら、市の責任と適正な監督のもとに更なる民間委託を推進します。

また、指定管理者制度については、平成22年度に予定されている多数の施設の指定期間満了に合わせて、指定管理者候補者の選定基準等の見直しを行います。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
民営化推進計画の策定・実施	平成22年度に新たな民営化推進計画を策定し、業務の民営化を推進する。
指定管理者制度の見直し	指定管理者候補者の選定をより適切に行うため、指定管理者候補者の選定基準等の見直しを行う。

(4) 既存施設の見直し

平成20年度作成の『公の施設のあり方に関する検討委員会』報告書では、施設や設備等の老朽化に伴う更新需要の増加が高まる一方で、投資額の確保にも限界があり、全ての施設について、存廃も含めて検討すべきという報告がなされています。

航空写真と公図により地番現況図を作成し、土地の地目判別、画地認定などに活用するとともに、地番現況図上において電子的に画地計算等の評価作業を行うことのできるシステム。

平成20年12月に作成した市の公の施設に関する内部報告書。維持管理経費や老朽化度、今後の大規模修繕等の経費試算、施設利用状況などの調査を実施し、今後の基本的な在り方をまとめた。

す。

今後は、施設の管理運営面も含めた公の施設の見直しを進めるとともに、重複施設の統廃合、目的転用、改善・効率化などを推進します。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
公の施設の見直し	施設の管理運営面も含めた公の施設の見直しを随時実施していく。

(5) 外郭団体の見直し

市の事業と密接な関連のある外郭団体 については、行政関与の必要性や事業内容の精査を進めるとともに、それぞれの団体と連携、協議しながら、今後の方向性を含めた事業の見直しを促進します。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
外郭団体の行財政改革の促進	外郭団体への補助金、委託料の適正化を図る観点から、外郭団体における計画的な行財政改革の取り組みを要請する。

(6) 便利で快適なサービスの提供

市民のライフスタイルや生活サイクルの変化・多様化に合わせ、市民にとってより便利で分かりやすく、満足度の高いサービスの提供を推進します。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
総合相談機能の充実	平成22年4月から市民相談課を設置し、市民生活に係る総合相談機能の充実を図る。
米子市くらしのガイドの発行	市役所での各種手続・窓口案内などの行政情報や医療機関などの地域生活情報を冊子にまとめて全世帯に無償配布する。

本市の外郭団体は、25%以上の出資・出損団体として米子福祉会、米子市土地開発公社、米子市教育文化事業団、米子駅前開発株式会社など9団体がある。また本市の活動を補完する目的で設置され、本市と連携しながら公共性のあるサービスを提供する団体として米子市社会福祉協議会、米子市学校給食会、米子市広域シルバー人材センターなどがある。

(7) 地域活力向上に向けた仕組みづくり

地域活力向上に向けた施策の推進を図るための仕組みづくりに努めます。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
経済政策の連携強化	平成22年4月から経済戦略課を設置し、観光、商工、農林など経済政策の連携強化を図るとともに、企業誘致等の重要施策の一層の推進を図る。

2 財政運営の改革

限られた財源や資源を有効に活用しながら、最大限の効果を挙げるためには、事業の重要性、緊急性などを考慮した「選択と集中」を進めるとともに、中長期的視野に立った計画的な財政運営に努める必要があります。

本市の厳しい財政状況を勘案しながら、社会経済状況の変化に適切に対応できるような効率的かつ持続可能な財政基盤の確立を図るためには、徹底した歳出の抑制と歳入の確保に取り組まなければなりません。

そのためには、引き続き市債未償還残高の低減に取り組むとともに、人件費の適正化、負担金・補助金の見直し、借地料の見直し、税料等の滞納対策、自主財源の確保などを積極的に推進する必要があります。

また、懸案となっている特別会計等における諸課題の解決に向けて、引き続き積極的に取り組む必要があります。

(1) 中長期的な視点に立った財政運営

本市では、市民の将来世代への負担軽減を図るため、毎年の市債の発行額を抑制しながら、市債未償還残高の低減に計画的に取り組んできました。

今後も、新たな市債発行を抑制しながら更なる市債未償還残高の低減を進めます。

また、財政健全化判断比率については、引き続きその健全性の維持に努めます。

本市では第1次行政改革大綱以降、新たな市債の発行を元金償還額以下に抑制するように努めており、平成20年度末における未償還残高（臨時財政対策債等特別債を除く普通会計）は539億円。国民健康保険事業や下水道事業のように、保険料や使用料などの収入で運営していく事業については、お金の流れを分かりやすくするため一般会計とは別の会計を設けることになっている。本市では、国民健康保険事業や下水道事業、流通業務団地整備事業、駐車場事業など14の特別会計がある。財政状況が悪化している自治体が、早い段階で健全化に向けた取り組みを行うために、自治体全体の財政健全度を示す指標として国が法律で定めたもの。健全化判断比率には「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標があり、「将来負担比率」を除き、早期健全化基準と財政再生基準の2つの基準が設けられている。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
財政健全化判断比率の健全化の維持	実質赤字比率 を早期健全化判断基準未満に維持 連結実質赤字比率 を早期健全化判断基準未満に維持 実質公債費比率 を20.8%未満に低減 将来負担比率 を200%未満に低減

(2) 人件費の適正化

総人件費の抑制に向けて、技能労務職給料表の導入や時間外勤務管理の徹底などの取り組みを推進します。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
技能労務職員に対する技能労務職給料表の導入	技能労務職員に対し、国の行政職給料表(二) に準じた技能労務職給料表を導入する。

(3) 負担金・補助金の見直し

補助金等については、急激に変化する社会経済状況の中で、支出の根拠、必要性、公平性、費用対効果などを常に検証する必要があります。

今後も、米子市補助金交付基準 に基づき、補助対象経費等の精査を行います。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
法令外負担金・補助金の適正化	米子市補助金交付基準に基づき、補助対象経費等の精査を徹底する。

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模）に対する比率。本市の早期健全化判断基準 11% に対し、平成 20 年度の本市の実質赤字比率は 0%。

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。本市の早期健全化判断基準 16% に対し、平成 20 年度の本市の連結実質赤字比率は 0%。

地方債の元利償還金等のうち、一般会計等が負担した額の標準財政規模に対する比率。早期健全化判断基準 25% に対し、平成 20 年度の本市の実質公債費比率は 20.8%。

地方債の残高等のように、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。早期健全化判断基準 350% に対し、平成 20 年度の本市の将来負担比率は 212.2%。

国家公務員の内、守衛、用務員、自動車運転手、看護助手、電話交換手などの技能労務職員に用いられている給料表。一般行政職員には行政職給料表(一) が用いられている。

平成 21 年 4 月に策定した本市の補助金に関する内部方針。交付目的や事業内容の明確化、有効性の検証、補助団体等の適格性の確認、対象経費の適正化などの考え方を示した。

(4) 借地料の見直し

借地料については、地価の下落など民間取引の状況を踏まえて、徹底した減額交渉を継続します。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
借地料の減額交渉の実施	借地料の継続的な減額交渉を実施する。

(5) 滞納対策の推進

負担の公平性・公正性を確保するため、債権を着実に確保する取り組みを積極的に推進しながら、市税等の徴収率向上に取り組みます。

また、「税外債権収納対策支援チーム」による国民健康保険料など税外債権の回収に係る支援を進めます。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
市税等徴収率の目標設定	税料等の徴収率の目標設定を行い、徴収率の向上を図る。
税外債権の収納対策支援の実施	収税課に専任職員を配置し、各収納担当課の収納対策支援に取り組む。

(6) 自主財源の確保

土地や建物等の市有財産を有効に活用する取り組みについては、これまでも有料広告やネーミングライツなどを積極的に推進してきたところです。

今後も、自主財源を確保するため、引き続き有料広告や遊休地の売却などを積極的に推進します。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
庁舎内動画広告事業の実施	庁舎内において動画による行政情報の提供を行い、併せて民間企業等の動画広告を実施する。

市税徴収のノウハウを市税以外の国民健康保険料や保育料、下水道使用料などの税外債権に活用する仕組み。平成21年度に収税課にチームを組織し、全庁的な収納率向上対策を推進している。施設命名権のこと。本市では平成20年度から東山運動公園及び美術館・図書館・憩の道エリアの2ヶ所においてスポンサー企業にネーミングライツを付与している。

(7) 受益者負担の見直し

使用料や手数料は、行政サービスの対価の一部として利用者に負担を求めるものですが、その原価を使用料や手数料で賄えない部分は、サービスを直接利用しない市民を含む市民全体の負担となっており、適正な金額設定が求められています。

今後も使用料・手数料に係る適正化方針に基づき、計画的な見直しを行います。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
使用料・手数料の額の見直し	使用料・手数料に係る適正化方針に基づき、計画的な見直しを行い、適正化を図る。

(8) 特別会計等の経営健全化

本市の一部の特別会計については、一般会計からの赤字補てん的な繰入金や次年度からの繰上充用金による運営が依然として継続しています。

こうした状況を早期に打開するため、本来、使用料などの特定の収入をもって特定の事業を行うべきものについては、その原点に立ち返って、受益と負担のあり方、債権確保策などについて見直しを行います。

また、崎津がいなタウンや流通業務団地の利用促進など、従来からの懸案課題の解決に向けて、引き続き積極的に取り組みます。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
下水道使用料・農業集落排水施設使用料の見直し	計画的に下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の見直しを行う。また、平成24年度に下水道使用料と農業集落排水施設使用料の料金統一を行う。
流通業務団地の利用促進	米子流通業務団地への企業進出の促進を図るため、事業用定期借地区画の拡大、分譲価格の見直し、流通関連業務施設の立地を可能とする規制緩和を実施する。
米子駅前地下駐車場の利用促進	無料駐車時間延長、無料駐輪時間新設、廉価版定期駐車区画拡大などの社会実験を踏まえ、効率的な運用、的確な料金設定を行い、利用促進を図る。

平成18年4月に策定した使用料・手数料に関する内部方針。使用料・手数料の原価計算、受益者負担の基準などの考え方を示した。
会計年度の経過後に、その会計年度の歳入が歳出に対して不足する場合に、翌年度の歳入を繰り上げて、その年度に充てること。

3 組織改革・人材育成

組織体制については、これまでもその都度効率的な体制となるよう見直しを進めてきたところですが、今後も環境の変化に的確に対応し、簡素で効率的な組織となるよう絶えず見直しを行います。

また、組織を支える職員については、目的や課題意識の高い職員の育成に努めるとともに、職員一人ひとりがやりがいを持って仕事に取り組むことができる活気のある環境を作り出すために、適正に評価される人事評価制度の構築を図ります。

(1) 組織機構の再編、整備

地方分権時代にふさわしい組織体制の構築を図るとともに、定員適正化による職員減に対応しながら、多様な市民ニーズや新たな行政課題に迅速に対応できる、柔軟性、機動性のある組織づくりを推進します。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
組織機構改革の実施	多様な市民ニーズや時代の変化に対応できる組織機構改革を実施する。

(2) 定員管理の適正化

新たに策定する「定員管理適正化計画」に基づき、計画的な職員数の削減に努めるとともに、職員の適正配置を行います。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
定員適正化計画の実施	平成22年度以降における新たな定員適正化計画に従い、順次、定員適正化を行う。

(3) 職員の意識改革と人材育成

社会経済状況の変化に対応し、的確な市民サービスを提供していくため、市民本位の視点に立ち、行政のプロフェッショナルとして必要な政策力、判断力、調整力、改善意識を持った職員の育成を推進します。

本市の定員管理に関する内部計画。平成18年3月に平成17年4月1日～平成22年4月1日の5年間にわたる計画を策定し、57人以上の人員削減を目標とした。

また、市全体の課題を共有し、各課で抱える諸課題を解決していくため、職場活性化運動を推進します。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
職場活性化運動の推進	各課が自らテーマ等を企画・立案・実行することにより、各職員が働きやすく、働きがいのある職場であることを実感できる職場環境づくりを推進する。

（４）職員の資質向上に資する人事制度

客観的で公平性、透明性の高い人事評価制度を導入し、能力・成績重視の処遇を行うことにより、職員の意欲を引き出し、組織全体のレベルアップを図ります。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
新たな人事評価システムの導入	職員の能力・実績を適正に把握し、人材育成、任用、給与に反映させることのできる客観的で公平性、透明性の高い新たな人事評価制度を導入する。

4 市民との協働によるまちづくりの推進

市民と行政が互いに自立したまちづくりの主体として、それぞれの果たす役割と責任を自覚し、協力し合いながら「市民との協働によるまちづくり」の考え方を暮らしの中で実践していく必要があります。

そのために、まちづくりの基本的な理念や原則を、市民と行政が共有できる条例の制定に取り組みます。また、市民と行政の信頼関係を確立するため、行政情報を分かりやすく提供し、説明責任を果たします。

（１）市民参画と協働の推進

「米子市市民参画・協働推進計画」にしたがって、主体的に公益的な活動をする市民活動団体、地域活動団体、NPO等の活動と自立を支援し、行政と市民のみならず、市民と市民が実践できる協働のまちづくりを推進します。

市民と行政に視点を置いた協働のまちづくりの具体的な取り組みを進めるため、平成19年7月に策定した計画。市民と行政の役割分担や協働の基本原則、市民参画・協働を推進していくための具体的な取り組みなどを明らかにした。

また、施策形成過程に市民の声を反映させるため、今後もパブリックコメントの活用や審議会・委員会等への委員公募制を推進する等、市政への市民参画機会の拡充を図ります。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
米子市民自治基本条例(仮称)の制定	米子市民自治基本条例検討委員会から提出される予定の条例素案を市の条例案として調整し、市議会へ上程する。

(2) 公正で透明性の高い行政経営の推進

市民との協働や市民参画を推進していくためには、市民と行政が必要な情報を共有することが重要です。

施策の取組内容や進捗状況等の行政情報を、広報やホームページなど様々な媒体によって市民に分かりやすく積極的に提供し、行政の透明性を確保します。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
財務情報の分かりやすい公表	財務情報について、広報よなごや市ホームページを通じて更なる情報提供を推進するとともに、より市民に分かりやすい形の公表に努める。

市民意見公募手続のこと。重要な政策や計画などの立案にあたり、原案や趣旨を市民に公表して意見や情報を求め、提出された意見等に対する市の考え方をまとめて公表する仕組み。

「自分たちのまちのことについて、みんなで考えて決め、決めたことを一人ひとりが責任を持って実行していく」という地方自治本来のあるべき姿を進めていく上で、誰がどのような役割を果たすかなどの基本的な理念や原則を定める条例。本市では、「市民による市民のための条例づくり」を旨とするため、平成20年4月に24人の全員公募による検討委員会を発足させて、条例の基礎となる素案の作成に向けた様々な作業を行っている。

実施期間等

1 実施期間

第2次行財政改革大綱の実施期間は、平成22年度から平成26年度の5年間とします。

2 実施計画の策定

第2次行財政改革大綱を計画的に実施するため、別に実施計画を策定します。

なお、実施計画は、具体的な目標をできるだけ数値化した内容とするとともに、毎年度見直しを行います。

3 推進体制と進行管理

第2次行財政改革大綱は、市長を本部長とする「米子市行政改革推進本部」の総合調整と進行管理の下に全庁的な取り組みとして推進するものとし、推進状況を随時「米子市行政改革推進委員会」に報告し、意見を求めるとともに、市議会との連携を密にし、市民、関係団体等との理解と協力を得るよう努めます。